

## 町民の皆様へ

### 小山広域保健衛生組合の訴訟問題について

#### 訴訟問題について

この度の小山広域保健衛生組合の(株)県南衛生工業(宮城県)におけるコンポスト(焼却灰を使用して作った肥料)搬出に関する訴訟問題、及び上三川町を含む構成2市2町の負担金の支払いについて、町民の皆様には、新聞等で報道され大変ご心配をおかけしてしま

す。この件に關して、これまでの経過概要と、これから対応についての説明いたします。

#### 訴訟の内容について

小山広域保健衛生組合(以下「組合」)は、小山市・下野市・野木町・上三川町の家庭等から排出される「みや、し尿等を共同処理する広域事務組合です。上三川町では、おむむね人口の5割弱のし尿を小山広域クリーンセンター(し尿処理施設)で処理し、その残渣(残り力ス)は隣の小山広域中央清掃センターで焼却されます。組合はごみ処理施設等から搬出される焼却灰を、平成4年から(株)県南衛生工業に委託してコンポスト化を行っていましたが、同

コンポストから基準値を超える重金属が検出されたため、平成15年8月に搬出を停止いたしました。

同社は、組合に対してコンポストの搬出を求め、組合は、引き取り義務がないとして調停が不調となり、同社は組合に対してコンポストの搬出と損害賠償金支払いの訴訟を起こしました。

組合としては、①処理委託の契約書にはコンポストの引き取り義務を定めていないこと、②基準値内の焼却灰を搬出していたこと、③コンポストに中間処理が済んでいない部分もあることなどを主張いたしましたが、2審となる仙台高等裁判所は平成23年7月29日に、組合に対するコンポストの搬出と損害金の支払いを命じる判決を下しました(最高裁判所への上告棄却により確定)。

同社はその判決に基づき、仙台地方裁判所に、「コンポスト搬出命令及び組合への費用の支払命令を申し立て、同裁判所は平成25年3月29日に、同社にコンポストの処理処分を含む搬出ができる」という決定を下し、組合に対して、その費用として47億円の支払を命じました。

#### 今後の対応について

既に、組合では決定を不服として、執行抗告(裁判所の執行処分に対する不服申立)の手続きを行っています。

しかし決定により、組合には搬出費用47億円の支払い義務が生じており、差し押さえ等により、組合のし尿処理施設やごみ処理施設の機能が停止し、町民生活に重大な支障を来すことを見越すために、構成市町も分担して負担金の支払いを行う必要が生じました。

この補正予算が、平成25年4月8日に上三川町臨時議会において議決されました。

財政状況の厳しい中で、このような金額を支払わなければならぬことは、誠に遺憾であります。

今後もコンポストの処理処分を適正に行つたために、最大限の力を注いで参りますとともに、廃棄物の適正な処理処分を進めて参ります。

#### ▼問い合わせ先

**小山広域保健衛生組合 総務課**  
TEL (22)2809-9131  
FAX (22)2809-9131  
住民生活課 生活環境係

#### 【これまでの経緯】

|                     |   |
|---------------------|---|
| S38                 | 小山地区し尿処理組合に委託                               |
| S58                 | し尿処理組合、保健予防組合、広域行政組合の3組合を統合。上三川町も構成メンバーとなる。 |
| H3.11.27            | (株)県南衛生工業と廃棄物処理委託契約を締結                      |
| H4.4                | 廃棄物搬出開始                                     |
| H15.8.15            | コンポストから基準値超の重金属検出                           |
| H15.8.21            | 廃棄物搬出を停止                                    |
| H17.6.27            | (株)県南衛生工業が組合を仙台地裁に提訴                        |
| H21.2.24            | 仙台地裁判決(組合は搬出せよ。損害賠償5億1,635万7,801円)          |
| H23.7.29            | 仙台高裁判決(組合は搬出せよ。損害賠償2億723万9,876円)            |
| H23.8.9             | (株)県南衛生工業が仙台地裁にコンポスト搬出命令申立                  |
| H23.8.10            | 組合が最高裁に上告                                   |
| H23.8.18            | (株)県南衛生工業が仙台地裁に代替執行費用支払命令申立                 |
| H23.9.27<br>H24.3.2 | 仙台地裁において第1回～第6回審尋(搬出と運び出すだけの裁判官の考え方)        |
| H24.3.2             | 最高裁への上告棄却                                   |
| H24.5.28<br>H25.3.8 | 仙台地裁において第7回～第14回審尋(搬出には処理処分も含まれるとの裁判官の考え方)  |
| H25.3.29            | 仙台地裁決定(H25.4.1組合に正本到達)                      |

## 行政相談のご利用を… 心強い相談相手—行政相談委員

### ●行政相談制度とは

行政（総務省）と民間有識者である行政相談委員が一体となって、皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受けて、その解決や実現を促進するとともに、行政運営の改善などを図っています。

### ●行政相談に難しい手続きはありません

ご相談を、電話や口頭、手紙などでお聞きして、みなさまへの助言や関係行政機関に対する通知等を行っています。相談は無料です。秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

### ●このような場合ご相談を

- ◆国の仕事、特殊法人等の仕事について相談したが、説明や措置などに納得がいかない
- ◆制度や仕組みがわからぬ
- ◆年金、医療保険、福祉、交通安全、郵便、道路、行政窓口サービス等、道路の案内標識をもっとわかりやすくしてほしい。
- ◆年金の裁定額に納得できない。
- 特色 総務省行政評価局がバツクアップします。

全国の行政相談委員、管区行政評価局、行政評価事務所が一体となつて受付・処理をします。

行政評価の実施により、苦情の解決の促進はもとより、行政制度や運営を改善しています。

### ●町では

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者の中から委嘱します。隔月（奇数月）の第1水曜日に、上三川いきいきプラザ共用相談室で定期的に相談を受け付けています。また、定期的相談以外に自宅でも相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

【相談先】  
行政相談委員＝藤田 猛さん  
住所＝上三川町大字上神主522  
番地5

電話 090(1651)6302

行政相談委員＝高田 すみ子さん  
住所＝上三川町大字東蓼沼849

▼問い合わせ先＝  
企画課 情報広報係

## 平成24年度 個人情報保護制度実施状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報の取り扱いに関する基本的なルールを定めるとともに、町民の皆さんが自己の個人情報について、開示、訂正等を請求する権利を保障する制度です。

上三川町個人情報保護条例に基づく平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の開示等請求は次のとおりです。

- ①個人情報取扱事務登録件数 465件（台帳）
- ②個人情報開示請求の状況

| 開示請求件数 | 決 定 件 数 |      |     |     | 不服申立て |
|--------|---------|------|-----|-----|-------|
|        | 開示      | 部分開示 | 不開示 | 不存在 |       |
| 5      | 4       | 0    | 0   | 1   | 0     |

※開示請求は、すべて町長部局です。

- ③訂正・削除・目的外利用及び外部提供の中止の請求件数 0件
- ④個人情報に関する苦情の申出件数 0件

▼問い合わせ先＝総務課

## 平成24年度 情報公開実施状況

情報公開制度は、町民の皆さんのが町の保有する情報（公文書）の公開を請求する権利を保障し、町の機関に対して、条例上非公開と定められている場合を除き、情報を公開することを義務付ける制度です。

上三川町情報公開条例に基づく平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の請求内容等は次のとおりです。

| 請求件数 | 決 定 件 数 |      |     |     | 不服申立て |
|------|---------|------|-----|-----|-------|
|      | 公開      | 部分公開 | 非公開 | 不存在 |       |
| 26   | 7       | 20   | 12  | 1   | 0     |

※請求は、町長部局24件、教育委員会1件、水道事業1件です。

※決定件数の合計が請求件数と一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定をしたものがあるためです。

自治行政係 ☎ 56 9116